

## 議第17号

三島市地方活力向上地域における市税の特例に関する条例案

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下単に「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下単に「認定事業者」という。）に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税について、三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）及び三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の特例を定めるものとする。

(固定資産税等の課税免除)

**第2条** 認定事業者（平成27年11月27日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項に規定する認定を受けた者に限る。）が、同条第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該特別償却設備である家屋若しくは償却資産又は当該家屋若しくは当該償却資産である構築物の敷地である土地（平成27年11

月27日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該償却資産である構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。) に対して新たに固定資産税等が課されることとなった年度から3年度分の当該特別償却設備等に対して課する固定資産税等を免除する。

(課税免除の申請等)

**第3条** 前条の規定による固定資産税等の免除（以下この条において単に「免除」という。）を受けようとする者は、新たに固定資産税等が課されることとなった年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 免除を受けた者は、その理由が消滅した場合又は前項の規定による申請の内容に変更があった場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

3 偽りその他不正の行為により免除を受けた者がある場合は、市長は、当該免除の決定を取り消すものとする。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年度分の固定資産税等から適用する。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士